

## 日南町公式キャラクターオッサンショウオのデザイン使用規程

(趣旨)

### 第1条

この規程は、日南町に著作権が帰属する日南町公式キャラクターオッサンショウオのデザインを、本町以外の者が使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の届出)

### 第2条

オッサンショウオのデザインを使用しようとする者は、あらかじめ『「オッサンショウオ」デザイン使用（新規・変更）届出書』に必要な書類を添付して、町長に届け出なければならない。

(使用の中止等)

### 第3条

1 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を中止させることができる。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合
- (4) 日南町の公式キャラクターとして、そのイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (5) 届け出た使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 使用条件に違反して使用する場合
- (7) 法令や公序良俗に反する場合
- (8) その他使用することが不適切と認められる場合

2 上記の場合、町長は、配布等を行った物件を回収することなど必要な措置を講ずるよう求めることができる。なお、回収等にかかる経費は、届出者が負担する。

(使用方法)

### 第4条

オッサンショウオのデザインを使用する際は、次の事項を遵守すること。

- (1) オッサンショウオをモチーフとしたデザイン、カラーをもととして使用すること。
- (2) 届け出た用途に従って使用すること。
- (3) オッサンショウオが日南町の公式キャラクターであることを表記する。
- (4) そのほか使用に際して条件を付した場合には、その条件に従って使用する。

(使用料)

### 第5条

原則として使用料は徴収しない。

(変更の届出)

第6条

オッサンショウオのデザインの使用届出をした者が、デザイン等届出内容について変更しようとするときは、あらかじめ『「オッサンショウオ」デザイン使用（新規・変更）届出書』により届け出ること。

(損失補償等の責任)

第8条

町は、当該届出案件にかかる損失の補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第9条

この規程に定めるもののほか、オッサンショウオのデザインの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月26日より施行する。

平成 年 月 日

日南町長 様

「オッサンショウオ」デザイン使用（新規・変更）届出書（案）

日南町公式キャラクター「オッサンショウオ」のデザインを使用し、本書面をもって届出をいたします。なお、使用に際しては、「日南町公式キャラクターオッサンショウオのデザイン使用規程」を遵守し、届出物件作成時に見本1部または写真をお送りします。

使用者名称	⑩
使用者所在地	〒
連絡先	担当者
	電話番号
	E-mail
使用目的の 営利性	営利 / 非営利
使用目的・使用形態（デザイン、図面、写真、変更箇所など）  ※記載欄に収まらない場合は別紙により添付すること	
使用開始時期 （予定）	平成 年 月頃